

令和6年度 新潟県大学等奨学生【学部生対象】

大学推薦 【新潟県教育委員会】

- 募集対象：①保護者が新潟県内に居住していること。
②新潟県教育委員会の示す成績要件及び所得要件を満たし、経済的理由により修学が困難な方。
③日本学生支援機構の給付奨学金又は第一種奨学金を利用していない方。
- 募集人数： 20名程度
- 金額・支給期間： 貸与(無利子) 41,000円/月額
・令和6年4月から最短修業年限の終期まで
- 受付期限： 令和6年5月8日(水) まで
- 応募方法： 希望者は、申請書類を学生支援課にて受け取り、必要書類を受付期限までに学生支援課へ提出してください。

※この掲示には主な条件のみ掲載しています。詳細は募集要項を参照してください。

令和6年4月26日 学生支援課奨学支援担当

掲示期限：受付期限終了まで

TEL 025-521-3286

令和6年度

新潟県奨学金

奨学生募集要項

《大学・短大・専修学校》

申込受付期間 令和6年4月15日(月)～令和6年5月16日(木)(当日消印有効)

上記は、新潟県教育委員会の申込受付期間となります。
学校への提出期限が別途設けられている場合がありますので、
在学校にご確認ください。

※ この奨学金は、返還が必要な「貸与型（無利子）」の奨学金です。

新潟県教育委員会

お問い合わせ先

新潟県教育庁高等学校教育課審査調整・奨学金係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5638（直通）

（受付時間）8時30分～17時15分 ※土曜、日曜、祝日を除く

1 趣旨

教育の機会均等を図るため、人物・学業ともに優秀であって経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を貸与し、在学中勉学に専念できるよう支援する。

2 申込資格

保護者が新潟県内に居住しており、国内の大学、短期大学、専修学校専門課程（以下「大学等」という。）に在学し、下記の（１）～（３）のいずれにも該当し、経済的理由により修学が困難な者であること。

（注）対象となる学校は、学校教育法による大学等とする。国・公・私立及び昼・夜間の別は問わない。ただし、通信教育部、専攻科、別科、放送大学、自治医科大学等は対象とならない。

なお、再入学又は編入学をした者が、以前に在学した大学等で、日本育英会・日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）又は新潟県奨学金の貸与を受けていた場合の貸与月数の上限は、次のとおりとする。

貸与可能月数＝在学する大学等の最短修業年限の月数－以前貸与を受けた月数

（１）成績要件

ア １年生

高等学校等における全履修科目の評定平均値（５段階評価）が、大学・短期大学に在学する者にあつては３．５以上、専修学校に在学する者にあつては３．２以上であること。

イ ２年生以上

申込時までの在学校の成績で、良又はＢ以上が全履修科目の５０％を超えること。（修得した単位数が標準単位数以上であることが必要）

（２）所得要件

生計維持者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の１年間の認定所得金額が、所得基準額以下であること。（別紙「新潟県奨学金所得要件」を参照）

（３）日本学生支援機構の給付奨学金又は第一種奨学金（無利子）を利用していないこと。

3 採用予定人数

２０人程度

4 奨学金の貸与月額

	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	41,000円		44,000円	51,000円
短大・専修学校	41,000円		43,000円	48,000円

5 奨学金の貸与期間

令和６年４月から在学する学校の最短修業年限の終期まで

6 提出する書類（提出した書類は返却しないので注意すること）

※ やむを得ず申込期間内に提出書類がそろわない場合は、「奨学金貸与申込書」を先行して提出し、不足書類は取得後速やかに提出すること。

<input type="checkbox"/> 奨学金貸与申込書
生計維持者の収入等に関する以下の証明書 (父及び母のもの。母子家庭の場合は母のもの。父子家庭の場合は父のもの。前記以外の場合は後見人のもの) <全員必ず提出>
<input type="checkbox"/> 市町村役場が発行した令和5年度（令和4年所得分）課税証明書(原本) (収入や所得が記載されたもの。無職無収入であっても提出すること。)
<以下については該当するものを全て提出>
<input type="checkbox"/> 給与所得がある場合……令和5年分の源泉徴収票の写し (パート・アルバイトを含む)
<input type="checkbox"/> 給与所得以外がある場合…令和5年分の確定申告書の控えの写し (自営業等)
<input type="checkbox"/> 年金受給者の場合……令和5年分の年金受給額が分かる書類（公的年金等の源泉徴収票の写し、年金額改定通知書の写し等）
<input type="checkbox"/> 失業中の場合……雇用保険を受給しているときは雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険を受給していないときは離職票の写し又は退職証明書(原本)
<1年生>
<input type="checkbox"/> 出身高等学校等所定の調査書又は成績証明書（本人開封無効）

<2年生以上>
<input type="checkbox"/> 大学等の成績証明書（本人開封無効）
<input type="checkbox"/> 誓約書
<input type="checkbox"/> 連帯保証人と保証人の印鑑登録証明書 各1部(原本)
<保証人が65歳以上の場合に提出>
<input type="checkbox"/> 保証人に関する申立書、保証人の令和5年度課税証明書(原本)
<input type="checkbox"/> 振込口座登録申込書（生徒本人名義の口座を記入したもの）
<input type="checkbox"/> 振込先口座（生徒名義）の通帳やインターネットバンキングの画面のコピー（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる部分が記載されたもの）
<input type="checkbox"/> 奨学生推薦調書（在-schoolが作成）

7 提出先

在-schoolの奨学金担当窓口

8 採用の決定及び通知

7月中旬に学校長を経て通知する予定

9 奨学金の貸与時期

初回の貸与は7月末（4月～9月の6か月分）の予定

10 連帯保証人及び保証人

貸与を受ける際は、連帯保証人（原則父又は母）1人及び保証人（本人、連帯保証人と世帯を異にし（原則別住所）、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡が取れる者で原則64歳以下の者）1人を立てること。

保証人は、本人及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければならないが、返還すべき金額が請求額の2分の1であることを主張できる（「分別の利益」）。また、本人に資力があることが証明できれば、本人に対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、本人に請求していない分を請求されたときは、まず本人に対して請求するよう主張できる（「催告の抗弁権」）。

なお、保証人に65歳以上の者しか選任できない場合は、申立書及び市町村役場発行の課税証明書を添付することにより、65歳以上の者を保証人として選任することができる。

11 奨学金の返還

奨学金の貸与終了後、「借用証書」を提出すること。その際にも連帯保証人及び保証人による署名及び実印の押印が必要となる。

奨学金は無利子であるが、最長15年以内に返還しなければならない。奨学金の返還方法には年賦（年1回、12月に返還）と半年賦（年2回、6月と12月に返還）があり、借用証書提出時に選択することができる。また、貸与総額に応じて、1年間に返還しなければならない金額（基準最低年賦額）が決められている。

返還時期に納入通知書を送付するので、金融機関の窓口で納入すること。

なお、奨学金返還時において大学等在学中、病気療養中、世帯年収300万円以下など一定の事由に該当し、返還猶予願を提出した場合は、返還を猶予する。

<返還例>（大学4年間貸与を受け基準最低年賦額で返還する場合）

区 分	貸与月額	貸与総額	年間返還額	返還年数
国公立 自宅	41,000 円	1,968,000 円	150,000 円	14 年
国公立 自宅外				
私 立 自宅	44,000 円	2,112,000 円	175,000 円	13 年
私 立 自宅外	51,000 円	2,448,000 円	200,000 円	13 年